

京都市上下水道局告示第11号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和3年4月26日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市右京区嵯峨天龍寺広道町6番地12

早田工業所

山下 晋吾

2 変更事項

(代表者の変更)

早田 富男 から 山下 晋吾 に変更

(上下水道局下水道部管理課)